第1章

コロナ禍・気候変動等の影響も要検討
今第1四半期決算における留意事項のポイント

有限責任監査法人トーマツ
公認会計士　大迫　孝史

【この章のエッセンス】

- 2021年12月期（2022年3月期）から強制適用および早期適用可能な修正基準等に加えて、直近のIFRS解釈指針委員会で検討されている論点を確認する必要がある。
- 最近の情勢を踏まえて、新型コロナウイルス感染症や気候変動に関する決算への影響について留意すべきである。

2021年12月期（2022年3月期）の第1四半期決算における強制適用および早期適用可能な修正基準等、IFRS解釈指針委員会での検討事項、近い将来最終化が予定されている修正案について俯瞰し、最近の情勢を踏まえて新型コロナウイルス感染症（以下、「Covid―19」という）や気候変動に関する決算への影響についても考察する。

なお文中意見に関する部分は執筆者の私見であり、有限責任監査法人トーマツの公式見解ではない。

修正基準等の概要

2021年12月期（2022年3月期）の第1四半期決算において強制適用となる修正基準の一覧は、**図表1**にまとめたとおり限定的である。直近でトピックとなっているCovid―19に関連したIFRS16号の賃料減免に関する修正と、金利指標改革（フェーズ2）に関する修正であり、第2章において詳細を解説する。

（図表1）　2021年12月期（2022年3月期）から適用される基準等

基準書／解釈指針および修正内容等	発効日（当該日以後開始事業年度）
「Covid-19に関連した賃料減免」（IFRS16号の修正）	2020年6月1日
「金利指標改革フェーズ2」（IFRS9号、IAS39号、IFRS7号、IFRS4号及びIFRS16号の修正）	2021年1月1日

（※）なお、Covid-19に関連したIFRS16号の賃料減免に関する修正について、臨時のIASB会議（2月4日）が開催され、実務上の便法の適用範囲の延長（2021年6月末までの賃料減免を2022年6月末まで延長）することを暫定合意（発効は2021年4月1日）し、公開草案（2月25日までの14日間に短縮したコメント期間）を公表した。
（出所）　各基準書、解釈指針をもとに筆者が要約

執筆時点（2021年1月末）で公表済み未発効であるものの、早期適用可能な基準等の一覧は、**図表2**にまとめたとおりであり、このうち多

（図表2）　早期適用可能な基準等

基準書／解釈指針および修正内容等	発効日（当該日以後開始事業年度）
「概念フレームワークへの参照」（IFRS3号の修正）	取得日が2022年1月1日以後に開始する事業年度以後である企業結合
「有形固定資産―意図した使用前の収入」（IAS16号の修正）	2022年1月1日
「不利な契約―契約履行のコスト」（IAS37号の修正）	2022年1月1日
IFRSの年次改善（2018―2020年サイクル） -IFRS1号の修正―初度適用企業としての子会社 -IFRS9号の修正―金融負債の認識の中止に関する「10%」テストに含まれる手数料 -IFRS16号の修正―リース・インセンティブ（設例13の修正） -IAS41号の修正―公正価値測定における課税	IFRS16号の修正は設例にのみ関するものであるため、発効日は設定されていない。 上記以外は、2022年1月1日
「負債の流動または非流動への分類」（IAS1号の修正）	2023年1月1日
IFRS17号「保険契約」（「IFRS17号の修正」を含む）	2023年1月1日
会計上の見積りの定義（IAS8号の修正）	2023年1月1日
会計方針の開示（IAS1号およびIFRS実務記述書2号の修正）	2023年1月1日
「投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却または拠出」（IFRS10号およびIAS28号の修正）	無期限延期

（出所）　各基準書、解釈指針をもとに筆者が要約